

## 蒲郡市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助のサービスが必要な場合又は母子家庭若しくは父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）となって間がないなど生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その家庭に対して生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ひとり親家庭」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）していない者及びこれに準ずる次の各号に掲げる者が、児童を扶養している家庭をいう。

なお、第2号、第3号及び第7号において公簿上確認できない行方不明、遺棄等については、蒲郡市福祉事務所がその事実を確認した日からとする。

- (1) 離婚した者で現に婚姻していない者
- (2) 配偶者が引き続き1年以上行方不明の者
- (3) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (4) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (5) 婚姻によらないで母又は父となった者であつて、現に婚姻していない者
- (6) 配偶者が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者
- (7) その他前各号に準ずる状態にある者

2 この要綱において、「寡婦」とは、配偶者のいない女子であつて、かつて配偶者のいない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことがある者をいう。

### (実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は蒲郡市（以下「市」という。）とし、事業の実施については、その一部を蒲郡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

へ委託するものとする。

(派遣対象家庭)

第4条 この要綱により家庭生活支援員の派遣の対象となる家庭(以下「対象家庭」という。)は、蒲郡市内に居住する第2条に規定する母子家庭等であって、派遣事由に該当する家庭とする。

(派遣事由)

第5条 この要綱により家庭生活支援員が派遣される事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)
- (2) 社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加)
- (3) ひとり親家庭となっておおむね6か月以内で、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合

(費用負担)

第6条 この要綱により家庭生活支援員が派遣されるときの対象家庭(以下「利用者」という。)は、別表の基準により派遣に要した費用の一部を負担するものとする。

- 2 費用の負担額は、別表に定める利用者の負担額(1時間当り)に1か月に派遣を受けた総時間数(1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を乗じて得た額とする。

(派遣対象家庭の登録)

第7条 第4条の要件を満たす対象家庭で家庭生活支援員の派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、家庭生活支援員を派遣する必要があると認めるときは、その者を家庭生活支援員派遣対象家庭名簿(第2号様式。以下「名簿」という。)に登録し、社会福祉協議会に名簿の写しを交付するとともに、申請者に登録された旨を通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、前項の手続きは家庭生活支援員の派遣の申込みと同時に行うことができるものとする。

- 3 前項の規定により名簿に登録されたもので、次の各号に掲げる場合に該当した

ときは、申請者は速やかに家庭生活支援員派遣対象家庭登録辞退・変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 第4条に該当しなくなったとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 児童等に変動を生じたとき。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、名簿を整備するとともに、届出の写しを社会福祉協議会に送付するものとする。

（家庭生活支援員の派遣の申込）

第8条 名簿に登録されている家庭で家庭生活支援員の派遣を希望する者（以下「申込者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書（第4号様式）により市長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合にあっては、前項の手続きは口頭で行うことができるものとする。ただし、この場合においては、派遣決定後、速やかに前項の手続きをとるものとする。

（家庭生活支援員の派遣の決定）

第9条 市長は、前条の申込みを受け付けた場合、名簿と照合した上で、家庭生活支援員の派遣を決定し、家庭生活支援員派遣決定通知書（第5号様式）により申込者に通知するとともに、社会福祉協議会に家庭生活支援員の派遣を依頼するものとする。

（生活援助の内容）

第10条 家庭生活支援員は、次の各号に掲げるもののうち、必要と認められる生活援助を行うものとする。

- (1) 対象家庭の居宅内での児童の保育
- (2) 食事の世話
- (3) 住居の掃除
- (4) 身の回りの世話
- (5) 生活必需品等の買物
- (6) 医療機関等との連絡
- (7) その他生活を営むのに必要な用務

（生活援助の派遣日数）

第11条 家庭生活支援員の派遣は、同一家庭について1か月当たり5日（1日8

時間以内)を限度とする。

ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、5日を限度として派遣日数を増加することができるものとする。

(秘密の保持)

第12条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たって、対象家庭に属する者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 家庭生活支援員は、何人に対しても報酬等を請求してはならない。

(派遣に要する経費の支給等)

第13条 第9条の規定により派遣された家庭生活支援員は、業務終了後速やかに家庭生活支援援助報告書(第6号様式。以下「報告書」という。)を社会福祉協議会会長に提出するものとする。

2 社会福祉協議会は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、月間委託料算定書(第7号様式)を作成し、前項の報告書の写しを添えて、市に対し委託料の請求を家庭生活支援員派遣費請求書(第8号様式)により請求するものとする。

3 市は、生活援助を実施した対象家庭に対して、第6条に規定する費用を1か月分をまとめて家庭生活支援費負担金請求書(第9号様式)により請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、母子家庭等日常生活支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別表（第6条関係）

日常生活支援事業費費用負担基準額表

利用者の世帯区分	費用負担割合	利用者の負担額（1時間当り）
生活保護世帯・ 市町村民税非課税世帯	なし	0円
児童扶養手当支給水準の 世帯	1割	150円
上記以外の世帯	2割	300円

摘 要

児童扶養手当支給水準の世帯とは、利用者の属する世帯の生計中心者の前年（1月から7月までの間にあっては前々年）の所得（児童扶養手当法第9条第2項に規定する養育費は含まない。）が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める所得制限限度額未満の世帯をいう。

第1号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者氏名

個人番号

( )

家庭生活支援員派遣対象家庭の登録を申請します。

なお、この申請にあたり、私及び私の世帯員の課税台帳や児童扶養手当における所得状況について確認することに同意します。

申 請 者 の 状 況	住 所	〒 —			
		電話	—		
		携帯電話	—	—	
	職業・勤務先				
	家庭の状況	1 母子家庭      2 父子家庭      3 寡婦 4 養育者			
手当等の 受給状況	1 児童扶養手当      2 県遺児手当      3 市遺児手当 4 公的年金（遺族・障害・老齢）				
所得状況	前年所得（ 年所得）	扶養親族 等の数	控除の種類 及び額	控除後の額	
※市記入	円	人 (老人 人) (特定 人)	障・特障・老・勤・ 医・社 円	円	

世帯の状況	続柄	氏名	生年月日	職業 (学校・学年等)	個人番号
	本人				
備考					





第3号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣対象家庭登録辞退・変更届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

氏 名

を 辞 退

家庭生活支援員派遣対象家庭  
を  
けます。

したいので、下記のとおり届

の登録内容を変更

記

辞退・変更年月日	年 月 日	
辞 退 理 由		
変 更 内 容  ・住所 ・氏名 ・児童の状況 ・その他	変 更 前	
	変 更 後	

第4号様式（第8条関係）

家庭生活支援員派遣申込書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

住 所

申込者

氏 名

家庭生活支援員の派遣について下記のとおり申し込みます。

記

派遣希望日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	【合 計】 日間 時間
生活援助の内容 容	1 対象家庭の居宅内での児童の保育 2 食事の世話 3 住居の掃除 4 身の回りの世話 5 生活必需品の買物 6 医療機関等との連絡 7 その他生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務： ) ※ 希望する番号に○印を付けてください。 7を希望する場合は、( )内も記入してください。

第5号様式（第9条関係）

家庭生活支援員派遣決定通知書

年 月 日

様

蒲郡市長 氏 名 園

あなたから申込みのありました家庭生活支援員の派遣について、下記のとおり決定しました。

記

派遣日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	年 月 日 時 分～ 時 分
	-----
	【合計】 日間 時間
生活援助の内容	1 対象家庭の居宅内での児童の保育 2 食事の世話 3 住居の掃除 4 身の回りの世話 5 生活必需品の買物 6 医療機関等との連絡 7 その他生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務： )
派遣する家庭生活支援員の氏名	

第6号様式（第13条関係）

家庭生活支援援助報告書

年 月 日

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会  
会 長

様

家庭生活支援員

下記のとおり、 年 月分の 様に係る生活援助を行いましたので報告します。

記

氏 名			
住 所			
実 施 内 容	利 用 日	利用時間（時間）	生活援助の内容
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )

月合計

時間（1時間未満は切捨て）

上記のとおり家庭生活支援員の派遣を受けました。

年 月 日

利用者氏名

第7号様式（第13条関係）

月間委託料算定書

年 月

日

蒲 郡 市 長 様

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会  
会長 氏 名

年 月分の委託料は、下記のとおりです。

記

氏 名	委 託 料	算 定 方 法
	円	@ × 時 間 = 円
	円	@ × 時 間 = 円
	円	@ × 時 間 = 円
	円	@ × 時 間 = 円
	円	@ × 時 間 = 円
合 計	円	

第8号様式（第13条関係）

家庭生活支援員派遣費請求書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会  
会長 氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、 年 月分の家庭生活支援員派遣費を請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

第9号様式（第13条関係）

家庭生活支援費負担金請求書

年 月 日

様

蒲郡市長 氏 名 印

下記のとおり、 年 月分の家庭生活支援費負担金を請求します。

記

派遣 の 状 況	利 用 日	利用時間（時間）	生活援助の内容
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
	月 日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 ( ) 時間	児童の保育 ・ 食事の世話 ・ 掃除 身の回りの世話 ・ 医療機関との連絡 買物 ・ その他の用務( )
費用負担割合		負担金額（1時間当り）	円
請求金額	@	× 時間＝	円